

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

法人事業概況説明書

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
----------	-------	---------------------------------------	----------------------------

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

加入組合等の状況

(記入例)

17 加入組合等の状況	(役職名)
	法人会の会員であることを ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」
のコーナーからダウンロードできます。

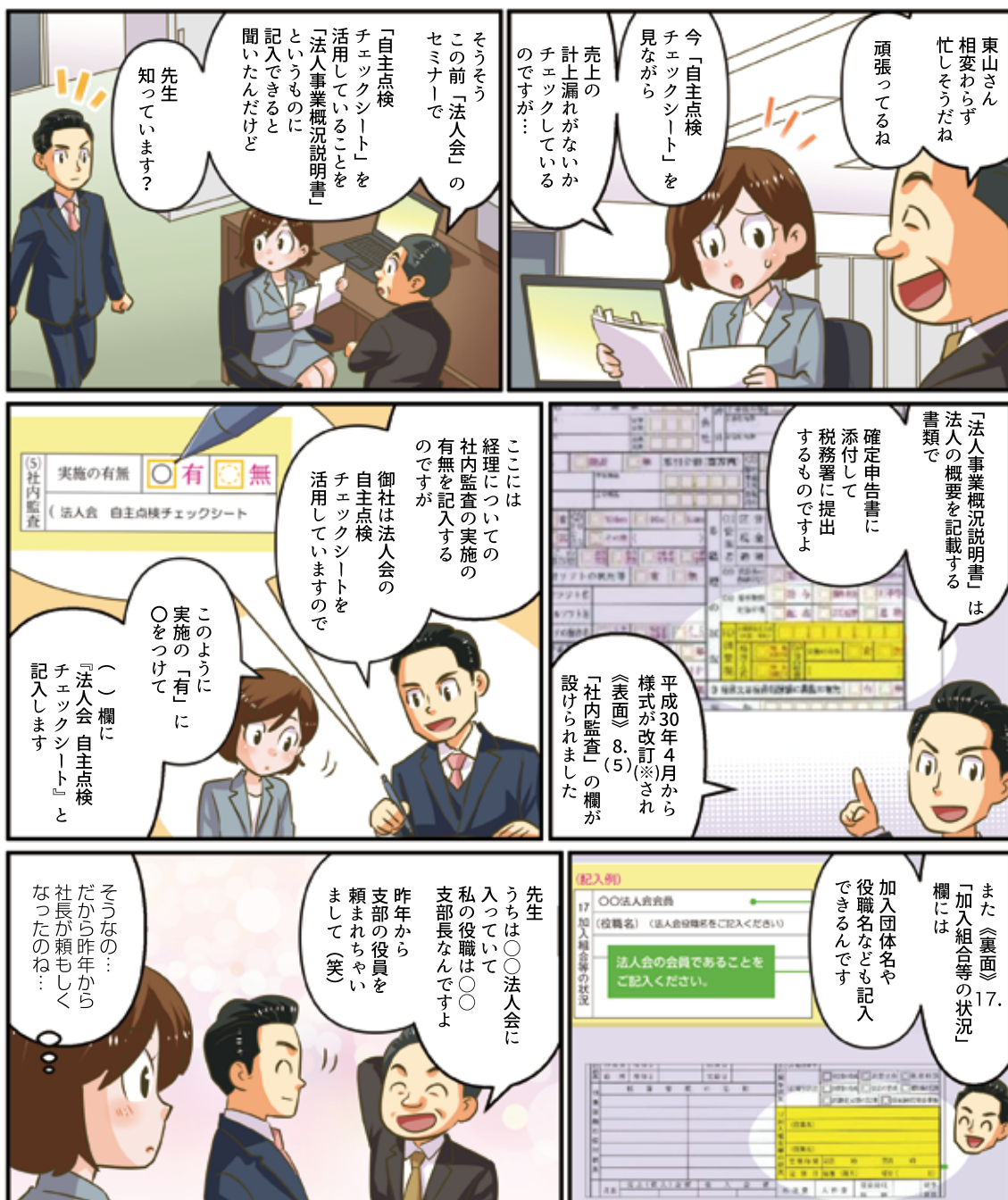
また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「**経営者のミカタ
法人会自主点検チェックシート**」を配信していますので、是非ご活用ください。

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 法人事業概況説明書編 -

国税庁後援



※平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂されております。

お問い合わせ先

公益社団法人庄原法人会

電話番号等 0824-72-1889

URL等 sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

スマホから 確定申告



自宅で申告！

確定申告には、**ご自宅からスマホ**でご利用いただけるe-Taxが便利です。

確定申告 検索



スマホ専用画面

多くの方が**スマホで見やすい専用画面**をご利用いただけます。



申告書の作成
はこちらから！

確定申告会場へ来場をお考えの方へ

申告会場

「庄原税務署」では！

入場整理券が必要！

会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。

* 「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来署をお願いすることがございます。

① **入場整理券は、各会場で当日配付。**

② **LINEから事前発行もできます。**

* 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

* 令和6年2月16日から運用開始 友だち追加は
こちらから！



申告会場の開設日程

期間

令和6年2月5日（月）から
令和6年3月15日（金）まで

* 土・日等の休日は開設していません。

場所

「庄原税務署」
2階会議室

庄原市三日市町 667 番地 5

* 3月1日（金）までは、不動産売却や贈与税の担当が会場には従事しておりませんので、申告相談を希望される方は、3月4日（月）～15日（金）（土・日を除く）までの間にお越しください。



庄原税務署

安全・便利な「キャッシュレス納付」のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

この機会に是非、ご利用をお願いします。

※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所でご案内しております。

「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明書手続」
(スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

ダイレクト納付

源泉徴収
義務者の方に
おすすめ!



令和3年1月から、事前手続がオンラインでもできるようにになりました! (個人の方に限ります。)

振替納税

個人の方に
おすすめ!

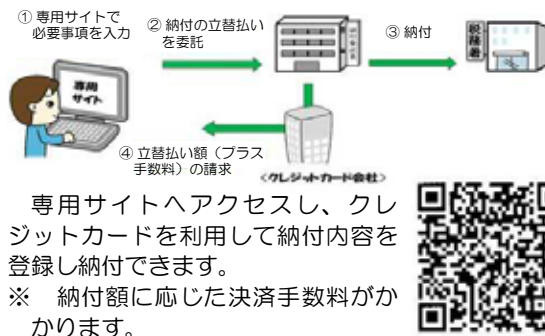


令和3年1月から、事前手続がオンラインでもできるようにになりました!

インターネットバンキング



クレジットカード納付



スマホアプリ納付



専用サイトからPay払いを選択し、情報を入力することで納付できます。

※ アカウント残高を利用した方法のみ利用可能なため事前にチャージが必要です。

※ 納付金額が30万円以下の場合に限り利用可能です。



※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

事前手続

事前に手続きが必要です。

e-Tax

e-Taxでの利用となります。



e-Tax の利用可能時間

火曜日～金曜日は24時間利用可能
(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)
月・土・日・休祝日の8時30分～24時
(メンテナンス日を除きます。)



スマートに納税!
- 納税もキャッシュレスで -
金融機関等へのお出かけ不要!



県税からのお知らせ



▶「広島県電子申請システム」を利用して県税の行政手続きができます

広島県電子申請システム



◎ 広島県電子申請システムで手続き可能なもの

- ・納税証明書・県税に関する証明書 交付請求手続き
- ・自動車税種別割還付金口座振替申出書
- ・「ひろしま応援寄附金」寄附申出書
- ・自動車税の住所変更届
- ・不動産取得税に係る「住宅の課税標準の特例・住宅用土地の減額（還付）」に関する申告（申請）〈個人の取得者に限る〉
- ・不動産取得税徴収猶予申告書（新築住宅用土地） など

◎ 申請手数料等の支払いで利用可能な決済手段

クレジットカード



対象決済手段:

VISA、Mastercard、JCB、AMEX、DINERSブランドのカード

ネットバンキング



対象決済手段:

ペイジー対応した金融機関の
ネットバンキング、ATM

QRコード決済等



対象決済手段:

PayPay、LINE Pay、メルペイ、Apple Pay

- ・納付すべき手数料等以外に決済手数料は発生しません。
- ・電子納付を利用される場合は、領収書は発行されません。
- ・利用する決済手段毎に定められた利用限度額を超えて納付することはできません。
- ・詳しくは、広島県のホームページをご確認ください。

▶事務所移転のお知らせ

広島県西部県税事務所は、令和6年10月15日から広島市東区光町へ移転します。
（広島市中区基町の現庁舎での業務は、令和6年10月11日まで）



【問い合わせ先】 広島県北部県税事務所 課税課 電話 0824-63-5181(代表)

庄原市からのお知らせ

外国人を雇用されている事業主の皆様へ(お願い)



日頃より本市税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
貴事業所にて雇用されている外国人の方が出国される際、市税の納税手続きが必要となる場合がありますので、以下のとおりお知らせします。詳細は担当課までお問い合わせください。

従業員の方が退職や出国(帰国)をする場合の個人住民税(市県民税)について

◇ 出国時の個人住民税について

個人住民税は、その年の1月1日時点で市町村に住所がある方に対し課税され、税額は前年中に得た所得を基に計算します。年の途中で退職や出国されても、前年所得がある方には課税されます。

◇ 外国人の従業員の方が出国する場合 ※対象者の方に次の2点を説明してください

- ① 年の途中で出国する場合でも、個人住民税の納税義務があること
- ② 自身で予納する又は納税管理人の設定後、出国すること(翌年度課税者のみ)

◇ 退職、出国の時期別の対応について ※事業主様へのお願い

A: 退職、出国時期が6月～12月までの方 (納税義務: 現年度分のみ)

特別徴収は、6月から5月分までが1年度分の納付期間になります。現在、特別徴収を行っており、未徴収税額がある場合は、最終の給与から一括徴収をお願いします。

B: 退職、出国時期が1月～5月までの方 (納税義務: 現年度分+翌年度分)

Aの対応に加えて、1月1日に庄原市に住所のある人は、新年度の個人住民税(市県民税)が課税され、納付する義務が生じます。予納もしくは納税管理人の届出をお願いします。

予納の手続きについて

予納とは、納税通知書が送付される前に税額を計算し、出国前にあらかじめ納めていただく方法です。「予納の申出書」と、確定申告書の写しや源泉徴収票など、前年中の所得等の状況が確認できる書類を市役所税務課に提出してください。本人に納付書をお渡ししますので、出国までに納付してください。

納税管理人の届出について

納税管理人とは、納税義務者に代わり、納税に関する一切の手続き(書類の受領、納税や還付金の受領など)を行う方を指します。出国するまでに、課税年度を指定し、「納税管理人指定申告書」を提出して納税管理人の届出をしてください。

<個人市県民税の手続き・お問い合わせ先>

(申告・税額に関すること)	税務課 市民税係	電話: 0824-73-1146
(納付・納税管理人に関すること)	収納課 収納係	電話: 0824-73-1511

シンカする 大同生命。

大同生命は今や“万一のとき”の
生命保険ではありません。

これまでの保険を深化させて、病気・ケガによる
離職・リタイアリスクなど、企業経営者が
働けなくなったときまでサポートする
「トータルな保障」を提供。

さらに、生命保険の枠にとられない新化で、
医療用ロボットによる難病治療のための保障や
中小企業の「健康経営[®]」などを総合的に支援。
生命保険を深く、新しく、シンカさせることで、
大同生命の真価を発揮していきます。

すべては、中小企業のみなさまのために。

トータルな
企業保障

HAL
プラス特約^{*}

経営者個人
の保障

中小企業向け
サービス

※正式名称：無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約【特定難病用・保険料不要型】
広島支社/広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F) TEL 082-241-8191

D&TDO 大同生命保険株式会社

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

—— キャッチフレーズ ——

めざします 企業の繁栄と社会への貢献（法人会）

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会

〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail : sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

後 藤 茂 行（副会長・広報総括）

塩 本 誠 二（広報委員長）

根 波 裕 治（広報副委員長）

定 丸 義 輝（専務理事）



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。

 法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 **Aflac**

〈引受保険会社〉

アフラック

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505 ※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。